

資源ごみリサイクルステーション

資源化を推進するため、資源ごみリサイクルステーションを設置しています。
家庭から出る以下のものを無料で置くことができます。

回収品目

紙類（新聞紙、ダンボール、紙パック、雑誌、雑紙）
古着・古布 ペットボトルキャップ(ワクチン支援)
小型家電 ラベルライターカートリッジ
廃食用油(使用済みてんぷら油)
プリンタインクカートリッジ
長い蛍光灯(直管 40 形以上のもの)



- ・紙類は種類別に分けて紙ひもでしばり、指定された分別ごとに置いてください。
- ・廃食用油は回収箱に入れてください。
- ・ペットボトルキャップは軽く洗って乾燥させてから持ってきてください。
- ・ペットボトルキャップについている値札キャンペーンシールは取り除いてください。また、イベント等でカラー塗装したもの、汚れてキャップ、清涼飲料水以外（食器洗い用洗剤・調味料等）のボトルキャップは出せません。
- ・インクカートリッジはメーカー問わず回収いたします。

※利用時間外に、資源ごみリサイクルステーションの外に置き去りにしないでください。

※事業所、商店、飲食店、農業等で発生したものは持込みできません。許可業者にお問い合わせください。



◇場 所 庄内町余目字猿田 83-1 (余目グラウンド管理舎)

利用時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:15	○	休	○	○	○	休	○

※毎週火曜日・土曜日、1/1~1/3 は休みです。

※祝日も利用できます。(火曜日・土曜日以外の曜日)

古着・古布回収

回収した古着等は、中古衣料品やウエス等に利用され、ごみの減量化、ごみ焼却費用の削減に繋がります。搬入の際には、ビニール袋に入れて、口を閉じて持参してください。

注意！

洗濯済のものに限ります。汚れているもの、綿入りの服は回収できません。

— 以下のものは回収できません。 —



制服



社名・社章入のもの



防寒着（綿入り）



パンツ・くつした

その他・・・ペットに使用したもの

濡れ・汚れ・綿入りの衣類

布団、電気毛布、枕、カバー類(布団、座布団、クッション)



寝具類

小型家電回収

小型家電とは、パソコン・スマホ・デジカメなどの精密機械です。

使用済みの小型家電から資源を取り出して再利用することで、資源の有効利用を図ります。

個人情報等の重要なデータは、必ず消したうえでお持ちください。また、小型家電の引き渡し後、返却は行えませんのでご注意ください。



回収品目一覧	通信機械器具	固定電話機（プッシュ式のみ）、携帯電話、スマートフォン、ファックス
	電子機械器具	CD・MD・DVD・BD・LD プレイヤー、DVD ビデオデッキ、BD レコーダー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、地デジ・BS・CS・VHF・UHF チューナー、BS・CS アンテナ、CD ラジカセ、テープレコーダー、オーディオプレイヤー、ラジオ、ポケットWi-Fi、ドローン
	カー用品	カーナビ、カーステレオ、カーアンプ、カーテレビ（液晶のみ）、カーチューナー、カーラジオ、ETC 本体、ドライブレコーダー
	電子計算機	パソコン（ブラウン管モニターを除く）、タブレット、ワープロ、ルーター、ドライブ（外付け・内臓タイプ）
	ゲーム機類	ゲーム機（据え置き型・携帯型）、ゲームソフト（カセット型）、電子手帳、電子辞書
	電動工具	電気ドリル（電池式も含む）、電動のこぎり、左記以外回収不可（インパクトドライバー等）
	附属品	充電器具（本体付きの場合）

パソコンリサイクル

家庭系パソコンの処分について

資源有効利用促進法に基づき、メーカーとパソコン使用者が協力し合って、家庭のパソコンを再資源化しなければなりません。

小型家電回収

町で実施している「使用済み小型家電回収」に出すことができます。（上記一覧参照）

※メーカーに関わらず回収していますが、**ブラウン管モニターは回収できません。**

メーカー回収

★★★リサイクルの手順★★★

1. リサイクルするパソコンの種類とメーカー名を確認
2. 「PCリサイクルマーク」の有無を確認
3. パソコンメーカーに回収を申し込む
4. マークがついていない場合

メーカーから振込用紙が送られる

リサイクル費用を振り込む

5. メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付される

マークがついている場合

「PCリサイクルマーク」



6. 処分するパソコンを、郵送途中、破れないようダンボールなどに梱包する
 ※梱包は、重量は30kgまで。梱包の縦、横、高さの合計が1.7メートル以内。
 ※デスクトップパソコン（本体）とディスプレイ等、複数台数を同時に出す場合は、それぞれ梱包。
 同梱可能…マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル等購入時の標準添付品
 同梱不可能…プリンタ等の周辺機器、取扱説明書、マニュアル、FD、CD-ROM等
7. 発送する

<p>戸口集荷を希望する場合 「エコゆうパック伝票」に記載されている郵便局に連絡し、集荷日時を決めると後日集荷になります。なお、指定日時に不在の場合、製品を玄関口などに出されていても回収できませんのでご注意ください。</p>	<p>郵便局へ持ち込む場合 梱包した使用済パソコンに「エコゆうパック伝票」を貼付の上、最寄の郵便局の小包窓口にお出してください。 簡易郵便局では取扱いできません。</p>
--	--

製品種別	回収・再資源化料金(税別)
ノートブックパソコンデスクトップパソコン	3,000円
液晶ディスプレイ	3,000円
液晶ディスプレイ一体型パソコン	3,000円
CRT(ブラウン管)ディスプレイ	4,000円
CRT(ブラウン管)ディスプレイ一体型パソコン	4,000円

※デスクトップパソコン本体とディスプレイ（液晶又はCRT）が分かれている製品は、セットモデルであってもデスクトップパソコン本体とディスプレイそれぞれの料金を負担しなければなりません。

回収するメーカーがない使用済パソコン（自作パソコン、倒産したメーカー、輸入販売会社のパソコンなど）は、一般社団法人パソコン3R推進協会 TEL03-5282-7685 が有償で回収・再資源化しています。

自宅に居ながら処分

町と協定を締結した「リネットジャパンリサイクル（株）」が、家庭で不要になったパソコン等を宅配便により回収します。利用方法は以下のとおりです。

【回収手順】



- ・ データはご自身で消去してください。（無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。）
- ・ 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- ・ パソコンを含むダンボール1箱分（3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内）の回収料金が無料になります。
- ・ インターネットが使用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。

<詳しくは>

リネットジャパンリサイクル株のHP <http://www.renet.jp>（「リネットジャパン」検索）を確認、もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800（10時～17時）にお問い合わせください。



家電リサイクル

エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機の処分について



家電リサイクル法により、使った人、売った人、作った人の三者がそれぞれ役割分担し、リサイクルすることになっています。次のいずれかの方法で正しく処分してください。

※酒田地区広域行政組合では処理できません。

処分方法1：小売店へ

- ・新しく製品を購入する店（買い替えの場合）
- ・過去にその製品を購入した店（不要になった場合）

処分方法2：指定取引場所へ

- ・購入した店舗が無くなっている場合や、遠方等の理由で小売店に回収を依頼できない場合

◆処理の手順

自分で指定取引場所へ搬入できる場合

- ①三八五流通(株)酒田引越センター（☎ 31-3851）で、搬入時間とリサイクル料金を確認。
- ②郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取る。
- ③リサイクル券を持って指定取引場所で製品を引き渡す。

リサイクル料金(振込手数料)のみ発生します。

自分で指定取引場所へ搬入できない場合

- ①34ページの庄内町の許可業者に連絡し、搬入を依頼する。
- ②料金を支払い、許可業者から指定取引場所まで搬入してもらう。

※リサイクル料金の支払い方法を確認してください。

リサイクル料金に加えて、別途収集運搬料金が発生します。

◆指定取引場所

三八五流通(株)酒田引越センター
酒田市広栄町 1-2-1 TEL 31-3851



◆リサイクル料金の目安(税別)

※家電メーカー、家電の大きさでリサイクル料金が異なります。

品目	リサイクル料金
エアコン	1,500円～
テレビ	1,700円～
冷蔵庫・冷凍庫	3,600円～
洗濯機・衣類乾燥機	2,400円～

充電式電池リサイクル

環境衛生係窓口で、使用済み小型充電式電池回収を実施しています。



上記マークの小型充電式電池は機器から取りはずしてリサイクル

リサイクルマークの付いていない電池は販売店やメーカーにお問合せください。

※販売店などで取扱いがない場合は、環境衛生係へお問合せください。

資源集団回収

町内会・子供会等で資源回収（新聞紙・雑誌・ダンボール・雑紙）を実施した団体に町が回収量により奨励金を交付しています。回収日や、回収対象となる資源物、出し方等は各実施団体にお問い合わせください。

※奨励金を受け取るには、毎年団体登録及び実施報告書を提出する必要があります。

※令和5年度より Web でも受付できるようになりました。



生ごみ処理機等補助金制度

ごみの減量対策として、庄内町商工会加盟店から生ごみ処理機等を購入した方を対象に補助金を交付しています。補助金を受ける場合は申請が必要です。対象要件等は下記のとおりです。詳しくは環境衛生係窓口まで、お問合せください。



◎コンポスト(堆肥化)容器
補助率 1/2
上限 5,000 円



◎家庭用電動生ごみ処理機
補助率 1/3
上限 20,000 円

- 対象要件：①庄内町民の方で、町税等の滞納がない方
②庄内町商工会加盟店からの購入された方
③購入経費が2,000円以上の商品を購入された方

対象数量：1世帯あたり、生ごみ処理容器又は
電動式生ごみ処理機のどちらか1基。
申請は年度に1回まで。

申請窓口等：役場環境衛生係窓口及び立川総合支所窓口
領収書（写）と振込口座を確認出来るもの（通帳等）
をご持参のうえ、申請ください。

LINEで申請できます。
LINEアプリから下のQRコード
を読み取り「申請手続きを開始する」
から申請してください。

